



確定申告・住民税申告は お早めに!

2月から3月までは確定申告および住民税申告の期間です。
申告が必要な方は、手続きをよろしくお願いします。

問 市・税務課

TEL 56-5004

確定申告とは

▼所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を清算する手続きです。

▼年末調整できない医療費控除などで、払いすぎた税金が還付される場合もあります。

【確定申告が必要な方】

※必要な方の一例

①給与所得がある方

給与を2か所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合など

②公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合など

ほか

確定申告の手続きについて

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月16日(金)～3月14日(木) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◎留萌税務署 2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00

(※いずれも土・日曜日、祝日を除く)

※留萌税務署では混雑を回避するため、整理券を配布してご案内しています。

整理券は当日会場で配布するほか、国税庁LINE公式アカウントで事前配布しています。

【必要書類】

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号通知カード
- ◎顔写真付き本人確認書類
※マイナンバーカード提示の場合は不要です。
- ◎収入金額が分かる書類(源泉徴収票など)
- ◎社会保険料や生命保険料など各種控除の領収書または証明書
- ◎申告する本人名義の口座が分かるもの
- ◎その他（申告に応じた必要な確認書類）

医療費控除を受ける方へ

▼必ず「医療費控除の明細書」を作成の上、お越しください。領収書だけでは医療費控除の申告に対応できません。用紙は、市・税務課または留萌税務署でお渡ししているほか、国税庁ホームページから作成することもできます。なお、医療費のお知らせをお持ちいただくことで、明細書の記入を簡略化することが可能です。

住民税申告の手続きについて

▼1月1日現在で留萌市に住所がある方のうち、確定申告を行わない方は住民税申告が必要です。ただし、下記に該当する方は申告不要となります。

- ①所得が給与所得のみで、勤務先が給与支払報告書を市へ提出している方
- ②所得が年金所得のみで、年金支払者が公的年金等支払報告書を市へ提出している方
- ③収入がなく、次のいずれかに該当する方
 - ・国民健康保険に加入していない ・後期高齢者医療制度に加入していない
 - ・所得証明書、課税証明書、限度額認定証（健康保険、介護保険）を発行することがない

※各支払報告書の内容に変更がある方、各控除内容に変更がある方は申告が必要です。

※年金受給者の方で扶養の申告が漏れている場合があります。源泉徴収票の扶養欄を再度ご確認ください。

郵送手続きで住民税申告ができます！

▼簡単な設問にお答えいただき、市へ郵送するだけで住民税申告ができるようになりました。対象となるのは、確定申告の必要がなく、住民税の申告のみ行う方です。

郵送用申告書は市ホームページからダウンロードできるほか、市にお電話いただければ、ご自宅に郵送させていただきます。

● 申告の例

収入の設問

- ・収入がない方は、下図の「収入無し」に○をするのみ

扶養親族の設問

- ・扶養される方の氏名・生年月日・収入等を記載するのみ

など



左記QRコードから市のホームページにアクセスし、申告書をダウンロードできます。

▼郵送用申告書の記入欄（抜粋）

■令和6年度 市民税・道民税賦課情報申告

生年月日： 年 月 日
氏名： ④ 連絡先： - -

下記の設問に回答し、留萌市役所まで返送願います。（鉛筆、シャープペンシル不可）
※回答を基に市で賦課資料を作成し、後日控えを送付します。回答後の来庁は不要です。
なお、申告者の収入がない場合は、設問1の"収入無し"に○を囲うだけで大丈夫です。

（申告日：令和6年 月 日）

設問1

令和5年1月1日～12月31日の間に、収入がある場合は合計をお答えください。
収入がない場合は"収入無し"に○を囲ってください。

給与収入	年金収入	収入無し
円	円	

※可能であれば、収入が分かる資料（源泉徴収票等）の写しを添付してください。

設問2

令和5年1月1日～12月31日の間に、社会保険料を支払った場合のみ、その合計をお答えください。

社会保険	国民健康保険	国民年金
円	円	円
介護保険	後期高齢者医療	その他
円	円	円

▼窓口にお越しになる場合は、必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月16日(金)～3月14日(木)

9：00～11：30 / 13：00～16：00（※いずれも土・日曜日、祝日を除く）

詳しくは、市ホームページで
ご確認ください。



◀市・ホームページQRコード
（確定申告について）

【確定申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004 / 問 留萌税務署 TEL 42-0661

【住民税申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004